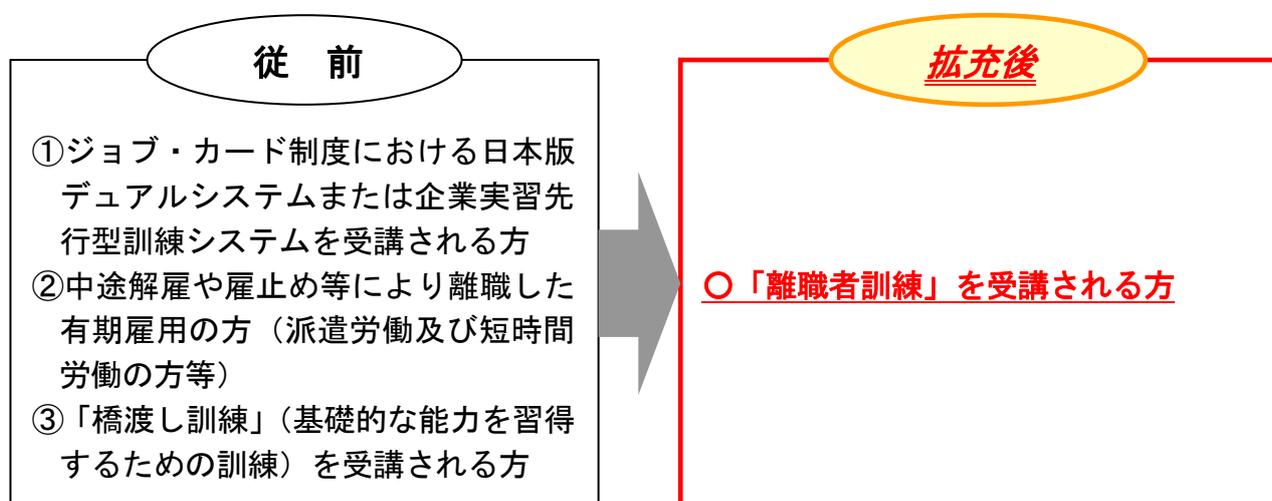


# 技能者育成資金制度が拡充されました

(※平成21年5月11日より)

- 雇用保険失業給付の受給資格がない方でも、技能者育成資金制度により、生活資金について支援を受け、安心して職業訓練を受けることができます。
- 所得が200万円以下の方を対象とした技能者育成資金制度が、次のように大幅に拡充されました。



- 一定要件を満たす場合は、返還免除制度があります。

免除要件のいずれにも該当し、

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 訓練終了後6月以内に安定就職した場合   | → 貸付額の全額免除       |
| (2) 訓練修了後6月間積極的に求職活動した場合 | → 貸付額の8割免除になります。 |

#### 【免除要件】

- ・ 主たる生計者
- ・ 訓練を適切に修了

- 貸付けをご希望の方は、下記「お問い合わせ先」又はハローワークを巡回している能力開発支援アドバイザーにお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル20F  
 独立行政法人雇用・能力開発機構 大学校部 業務課 育成資金係  
 TEL (045) 683-5450(貸付)、5451(返還)(照会時間 9:15~12:00、13:00~17:45)  
 ※ 照会時間外及び土日・祝祭日は、留守番電話にて用件をお伺いします。